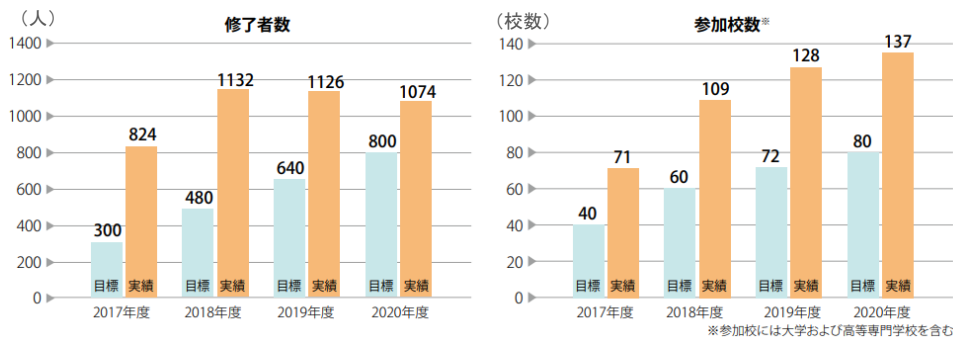


目標（8）大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成

高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知を創り出し、その知から新たな価値を生み出す創造性を有して、既存の様々な枠を超えて活躍できる、イノベーションを牽引する人材を育成する。

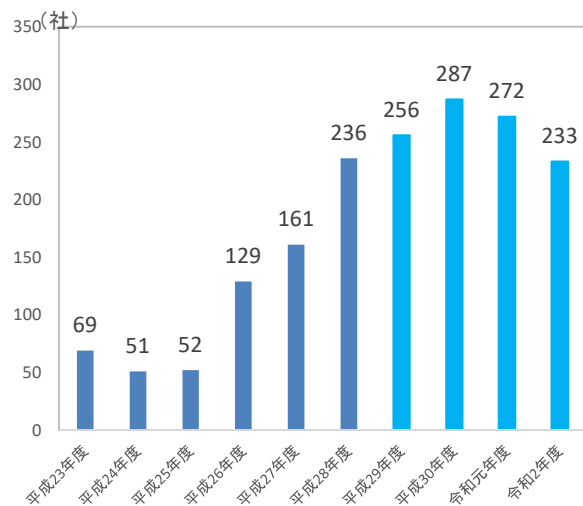
参考指標：産学協働による情報技術人材の育成状況

「成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成」事業において構築した教育プログラムの修了者数及び参加校数



事業実施期間にわたり、教育プログラム修了者数、参画校数（大学及び高等専門学校）ともに目標値を上回る実績値を維持し、合計4,156名の修了者を輩出。

参考指標：大学等発ベンチャーの設立数



近年は堅調な増加傾向にあると考えられる。

※大学等発ベンチャーとは、大学等の教職員・学生等を発明者とする特許を基に起業した場合、関係する教職員等が設立者となった場合等における企業を指す。
※各年度の新規設立数は、過去に遡って新たに把握された企業（過去の調査時点では設立が把握できなかった企業）も一部含まれるため、前年度公表値とは値が異なる場合がある。なお、設立から5年程度経過しないと設立状況を把握することができない事例が多いことから、過去5年に遡って調査しており、平成29年度から令和2年度（薄青色部分）は今後増加しうる。

文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」

各施策の進捗について

●大学院教育改革の推進

- ・平成30年度より、卓越大学院プログラム事業（17大学・30プログラム）の実施により、各大学が自身の強みを核に、国内外の大学・研究機関・民間企業等と組織的な連携を行いつつ、世界最高水準の教育力・研究力を結集した5年一貫の学位プログラムの構築を通じて、人材育成・交流及び新たな共同研究の創出が持続的に展開される拠点を形成し、あらゆるセクターを牽引する卓越した博士人材の育成を進める取組を支援した。
- ・平成31年1月に中央教育審議会大学分科会において、「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～（審議まとめ）」が取りまとめられ、これを踏まえ、「三つの方針」を出発点とした学位プログラムとしての大学院教育の確立、既存の経済的支援の有効活用や学生等の不安解消等に向けた「学校教育法施行規則」及び「大学院設置基準」の改正が行われた。

●若手研究者・科学技術イノベーションを担う多様な人材の育成・活用促進

- 第6期科学技術・イノベーション基本計画等を踏まえ、
- ・令和3年度より博士後期課程学生への経済的支援を抜本的に拡充し、従来の約2倍にあたる規模の支援を実施
- ・若手研究者を中心に、最長10年間の安定した研究資金と研究に専念できる環境の確保を一体的に支援する「創発的研究支援事業」について、令和3年度までに2回の公募により511名の挑戦的な研究者を採択し、順次研究を開始
- ・国立大学における、人事給与マネジメント改革の実施状況に応じた運営費交付金の配分を実施
- するなどの取組を推進し、引き続き若手研究者を含む研究人材の育成・確保を図る。

●研究力強化の推進

- ・イノベーションの源泉である研究力を強化するため、第6期科学技術・イノベーション基本計画等を踏まえ、世界と伍する研究大学の実現に向けた大学ファンドの創設、独創的・挑戦的な研究課題を支援する科学研究費助成事業における新興・融合研究や国際共同研究の支援の強化、国際脳循環のハブ拠点形成の推進などの取組を行った。

●高等専門学校における技術者教育の推進

- ・高等専門学校では、他分野との連携強化、社会ニーズを踏まえた教育、海外で活躍できる能力の向上等の取組を通じて、専門的・実践的な技術者育成の推進を行った。

目標（8）大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成

高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知を創り出し、その知から新たな価値を生み出す創造性を有して、既存の様々な枠を超えて活躍できる、イノベーションを牽引する人材を育成する。

各施策の進捗について

●優れた才能・個性を伸ばす教育の推進

・先進的な理数系教育を実施する高等学校等を「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）」に指定し、生徒の科学的な探究能力等を培い、将来、国際的に活躍し得る科学技術人材等の育成を図っている。また、SSHの取組の成果を展開・普及することを目的とした「認定枠」を令和4年度より創設。また、特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等について専門的な検討を行うことを目的として、令和3年度に有識者会議を設置し、令和3年12月に取りまとめた「論点整理」に沿って引き続き議論を進めている。

・突出した意欲・能力を持つ児童・生徒を対象とした特別な育成プログラムを実施する大学等を支援する「グローバルサイエンスキャンパス」や「ジュニアドクター育成塾」を実施している。また、国内外の学生・生徒が切磋琢磨する機会の充実のため、国際科学技術コンテスト等を推進。

・高等学校において、普通科改革や教科等横断的な学びを加速化させ、イノベーション人材として必要な課題探究能力の醸成を促進し、専門高校において産業界他関係者と一体となったカリキュラム刷新・実践を推進し、新時代に対応した高等学校教育改革の実現に取り組む。

・上記の成果が大学入学者選抜において適切に評価されるよう、多面的・総合的な評価を推進する観点から、令和3年度大学入学者選抜実施要項において必要な見直しを行うとともに、入学者の多様性を確保する観点から、令和7年度大学入学者選抜実施要項の見直しを予告した（令和3年7月）。

●IT・データ活用能力の育成

・2022年度より、新しい高等学校学習指導要領が実施され、高等学校情報科において全ての生徒がプログラミング、データベースなどの基礎を学習することになることを踏まえ、指導体

制の充実に向けてオンラインの活用を含む複数校指導や外部人材の活用の推進に関する手引きを公表した。

・また、文部科学省のホームページのリニューアルや動画の作成を行っているところであり、これらの情報と合わせて、複数校指導、外部人材活用に関する周知も含む高等学校情報科の指導体制の充実について、学校設置者に対して通知を発出予定。

高等教育段階においては、複数の工学の専攻分野を横断した教育課程の実施に向けた柔軟な教育体制の構築や、学部と大学院との連続性に配慮した教育課程における工学以外の専攻分野の学修及び企業等と連携した実践的な内容を盛り込んだ教育の実施を促進するため、大学設置基準等の改正を実施（平成30年6月施行、また本改正踏まえ、令和2年4月以降、4大学において分野を横断した学部改組を実施）。また、数理・データサイエンス・AIのモデルカリキュラムを全国の大学等へ普及させるとともに、大学等において実施する教育プログラムを認定する制度を構築し、令和3年度より認定を実施した。

●新たな社会を創造・牽引するアントレプレナーシップ（起業家精神等）の育成

・新たな社会を創造・牽引するアントレプレナーシップ（起業家精神等）の育成や小・中学校等において起業体験を行うモデルを構築するため、「小・中学校等における起業体験推進事業」を実施した。令和4年度より、起業体験活動の先進事例の収集対象を高等学校等にも拡大し、全国へのさらなる普及を図る。高等教育段階では、新たな社会を創造・牽引するアントレプレナーシップ（起業家精神等）の育成のために、次世代アントレプレナー育成事業（EDGE-NEXT）において、複数の大学が連携したコンソーシアムに対して、アントレプレナー育成のための実践プログラムの開発やそのために必要なネットワーク構築・体制整備等を支援してきた。今後は、令和3年度より開始したスタートアップ・エコシステム拠点都市における、実践的なアントレプレナーシップ教育も含めた総合的な環境整備への支援や、全国の大学に好事例の横展開等を行うことにより、更なる受講者の裾野拡大等を行う。

進捗の総括

修士課程修了者の博士課程等への進学率は若干増加したものの、中期的なトレンドとしては低下傾向にある。また、大学等発ベンチャーの設立数は増加傾向にあると考えられる。目標に向けた施策としては、卓越大学院プログラム事業の実施や大学分科会審議まとめを踏まえた大学院に関する制度改正等による大学院教育改革の推進、博士後期課程学生への経済的支援の抜本的拡充、「創発的研究支援事業」の実施、大学ファンドの創設や科研費支援の強化等による研究力強化の推進、高等専門学校における技術者教育の推進、高等学校段階における「スーパーサイエンスハイスクール」や大学を支援する「グローバルサイエンスキャンパス」の実施等による優れた才能・個性を伸ばす教育の推進、IT・データ活用能力やアントレプレナーシップ育成のための取組等を行った。

課題とその対応

修士課程修了者の博士課程等への進学率の低下傾向や、諸外国として修士・博士の学位取得者割合が低い現状が課題として挙げられる。今般、博士後期課程学生に対する経済的支援は抜本的な拡充が図られたところであり、今後は引き続き博士後期課程学生への経済的支援を着実に実施することに加え、大学院教育の体質改善に向けた学位プログラムとしての大学院教育の確立や博士後期課程修了者の進路確保・キャリアパスの多様化等に向けた取組を推進する。

目標（9）スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成

オリンピック・パラリンピック競技大会等で活躍が期待される次世代アスリートや、日本の文化芸術の永続的な継承・発展・発信に向け、文化芸術を創造し支える人材を育成する。また、我が国の多様な成長分野の発展を担う専門人材を育成する。

各指標の状況について

参考指標：我が国のトップアスリートがオリンピック・パラリンピックにおいて獲得する金メダルの数

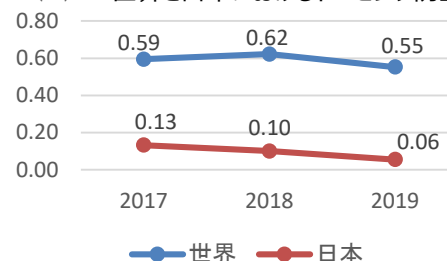
2021年東京夏季オリンピック競技大会においては金メダル数27個と過去最多を更新。また、若い世代が活躍し、日本史上最年少金メダル獲得記録を更新。

夏季オリ・パラ競技大会				冬季オリ・パラ競技大会			
開催年	開催都市（国）	金メダル獲得数		開催年	開催都市（国）	金メダル獲得数	
		オリ	パラ			オリ	パラ
2021	東京（日本）	27	13	2022	北京（中国）	3	4
2016	リオデジャネイロ（ブラジル）	12	0	2018	平昌（韓国）	4	3
2012	ロンドン（英国）	7	5	2014	ソチ（ロシア）	1	3
2008	北京（中国）	9	5	2010	バンクーバー（カナダ）	0	3
2004	アテネ（ギリシャ）	16	17	2006	トリノ（イタリア）	1	2
2000	シドニー（オーストラリア）	5	13	2002	ソルトレイクシティ（米国）	0	0
1964	東京（日本）	16	1	1998	長野（日本）	5	12

※JOC・JPCホームページ等を参考に作成。

参考指標：国際的に見た我が国のアスリートのドーピング防止規則違反確定率

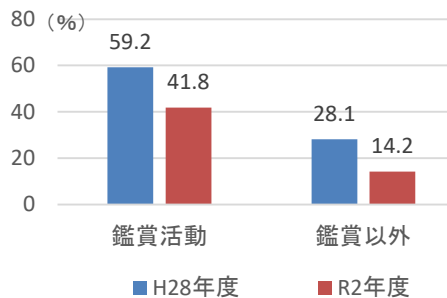
世界と日本におけるドーピング防止規則違反確定率の比較



我が国のアスリートのドーピング防止規則違反確定率は世界と比べて低く、さらに2017年から2019年にかけて国内の違反確定率は低下した。

世界ドーピング防止機構の報告等をもとにスポーツ庁が集計

参考指標：文化芸術の鑑賞活動をする者の割合、鑑賞以外の文化芸術活動をする者の割合



令和2年度は平成28年度と比べて鑑賞等の割合が減少している。令和2年度調査では、新型コロナウイルス感染症の影響によると回答した人の割合が半数以上を占めた。

文化庁「文化に関する世論調査」

各施策の進捗について

●次世代アスリートを発掘・育成する戦略的な体制等の構築

- ・地域のネットワークを活用したアスリートの発掘や将来有望なアスリートの海外派遣、質の高いトレーニング環境での強化活動への支援を通して、次世代アスリートの発掘・育成に取り組んでいる。引き続き、こうした取組を着実に進めつつ、発掘・育成・強化の取組が一貫した戦略的なものとなるよう、アスリート育成パスウェイの構築に取り組む。
- ・スポーツ団体と連携した暴力等の根絶に向けたメッセージの発信や、相談窓口の設置・拡充、スポーツ団体間の課題共有のための連絡会議の開催等の取組を進めてきた。これらの取組を継続するとともに、指導者資格の取得促進や研修会の実施等を通じ、暴力等を起こさない指導者を養成する。また、ドーピングの防止を図り、アスリートのフェアプレーを促すため、日本アンチ・ドーピング機構等と連携し、学校における「スポーツの価値を基盤とした教育」を推進するための教材作成及び指導の推進等を実施。今後も国内の関係機関と協力・連携を図り、国際基準を踏まえた教育の確立等、国内関係者のドーピング防止活動に対する知識水準を維持・向上させる。
- ・関係機関と連携した基本的な学力の定着を図る補習プログラムの実施や、教育機関・スポーツ団体等が参画するコンソーシアムを構築し、研修会等を通じたキャリア形成の啓発等を行ってきた。一方で、団体ごとの取組に差があるため、好事例の横展開や、アスリートのキャリア支援を専門的に行うコーディネーターの養成・配置等を図る。

目標（9）スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成

オリンピック・パラリンピック競技大会等で活躍が期待される次世代アスリートや、日本の文化芸術の永続的な継承・発展・発信に向け、文化芸術を創造し支える人材を育成する。また、我が国の多様な成長分野の発展を担う専門人材を育成する。

各施策の進捗について

● 芸術家等の養成、文化芸術振興策の推進

・新進芸術家海外研修制度や新進芸術家グローバル人材育成事業の実施、劇場・音楽堂等の職員に対するマネジメントや舞台技術等に関する研修、劇場・音楽堂や学校等、様々な場所で子供が伝統文化や実演芸術等の多様な文化芸術の鑑賞・体験等を楽しむための支援や劇場・音楽堂等が行う普及啓発活動への支援、創作支援や海外派遣プログラムを通じメディア芸術を支えるクリエイター等の育成を行う「メディア芸術クリエイター育成支援事業」の実施などを行った。また、文化財の保存・継承のために欠くことのできない伝統的な技術・技能を選定保存技術に選定し、「文化庁日本の技フェア」等の機会を通じて発信、文化審議会における保存技術や担い手の社会的認知を向上させる取組の検討などを行った。これらの取組を通じ、芸術家等の養成を含めた文化芸術の振興を図った。

・新型コロナウイルス感染症の影響で文化芸術活動の状況は大幅に落ち込んだが、コロナ禍で傷ついた状況からの回復及び更なる発展を図るため、上記のような取組を引き続き着実に実施する。

● 我が国の多様な成長分野の発展を担う専門人材の育成

・我が国の発展を牽引する専門職業人の養成に向けて、産業界のニーズに応じた実践的な職業教育を展開する新たな制度として、専門職大学制度が平成31年度に開始され、令和3年度までに、観光、農業、食、ヘルスケア、IT・コンテンツ分野等の専門職大学等が開学している。

・専修学校に関しては、「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」等を実施し、食や観光をはじめとした多様な職業分野における、専修学校と業界団体との連携を通じた、地域の中核を担う専門人材を養成するためのモデルカリキュラムの開発等に取り組んだ。今後も引き続き、時代・地域のニーズに対応した教育プログラムの開発を通じ、実践的な職業教育を行う専修学校の人材養成機能を充実・強化していく。

【再掲の施策群】

● 高等教育機関における実践的な職業教育の推進

進捗の総括

スポーツ分野では2021年東京夏季オリンピック競技大会において過去最多の金メダルを獲得するとともに、若い世代が活躍した。また我が国のアスリートのドーピング防止規則違反確定率は低下傾向にある。文化芸術分野では、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、文化芸術の鑑賞等の活動が減少した。目標に向けた施策としては、スポーツ分野では、次世代アスリートの発掘・育成、アスリートのキャリア形成の啓発等の取組を行った。文化芸術分野では、新進芸術家の育成、メディア芸術を支えるクリエイター等の養成、文化財の保存・継承の担い手の確保、子供たちが伝統文化や芸術文化に触れる機会の提供等に取り組んだ。また、多様な成長分野の発展の担う専門人材の育成に向けて、地域の産業資源を活用し、産業界のニーズに応じるため、観光、食等の分野で専門職大学制度が開始された。

課題とその対応

アスリートのキャリア形成については、団体ごとの取組に差があるため、好事例の横展開や専門コーディネーターの養成・配置等を図っていく。新型コロナウイルス感染症の影響で文化芸術活動の状況が大幅に落ち込んでおり、その回復及び発展のために引き続き文化芸術の振興・人材育成のための取組を行う。

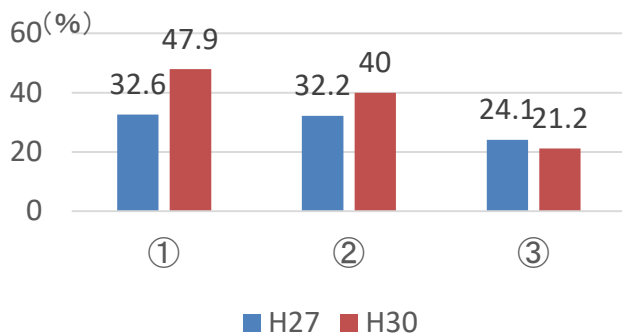
目標（10）人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

人生100年時代を見据え、全ての人が、生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう、必要な知識・技能の習得、知的・人的ネットワークの構築や健康の保持・増進に資する生涯学習を推進し、「学び」と「活動」の循環を形成する。

各指標の状況について

測定指標：これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を

- ① 仕事や就職の上で生かしている者の割合の向上
- ② 家庭・日常生活に生かしている者の割合の向上
- ③ 地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上（後掲）



内閣府「生涯学習に関する世論調査」（平成30年7月）、
内閣府「教育・生涯学習に関する世論調査」（平成27年12月）

・平成30年度には、平成27年度に比べ、①と②の割合は増加している一方、③の割合は少し低下している。

・①と②が伸びていることにより、必要な知識・技能・経験を身に付ける「学び」と、仕事や家庭、日常生活等の「活動」の循環の形成に寄与していると考えられる。

・一方、③が低下していることは、地域コミュニティの衰退等の社会の変化の中で、地域や社会での活動に参加する者が減っていることが背景にあると考えられる。

各施策の進捗について

● 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進

・若者が男女共同参画の視点に立ち、自らの将来や社会において果たす役割などを含めたライフキャリアについて考える機会を充実させるために、具体的事例や研修例等について検証を行い、教材を作成した。また、男女の尊重やアンコンシャスバイアス解消の理解を深める教育プログラムを作成した。（目標（2）再掲）

・総務省等と連携しながら、学校、家庭、地域が連携・協働し、社会全体で子供たちの発達段階に応じた主権者教育が実施されるよう取り組んでいる。令和元年度には、青少年団体等を対象とした主権者教育プログラムに関する実証事業を実施した。また、令和2年度には、主権者教育に関するシンポジウムを開催した。

・令和2年度から順次全面実施されている新学習指導要領の社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科等の各教科において、更なる充実を図った消費者教育に関する内容について、その趣旨の周知を図った。また、消費者教育連携・協働推進全国協議会（消費者教育フェスタ）等を通じて、消費者行政部局や教育部局をはじめ、消費生活相談員や弁護士等の専門家の知見等も活用しつつ、実践的な消費者教育の取組が推進されるよう、多様な主体による連携・協働体制作りを支援している。（目標（2）再掲）

・セーフティプロモーション等の考え方に基づく防災教育を含む学校安全の組織的取組、外部専門家の活用、学校間の連携の促進を通じた地域全体での学校安全体制の構築、教職員に対する研修の実施に対して支援している。

・令和2年度から順次全面実施されている新学習指導要領では、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成することについて規定しており、その趣旨の周知を図った。

● 女性活躍推進のためのリカレント教育の強化

・これまで多様な年代の社会参画で女性の社会参画を推進するため、大学等で連携を行うことで、キャリアアップやキャリアチェンジ等に向けた意識醸成や相談体制の充実、学習プログラムの開発など、女性の多様なチャレンジを総合的に支援するモデルの開発、普及啓発を実施してきた。また、大学等における保育環境の整備状況等について把握するとともに、保育環境整備の事例調査を行い、課題や成果等を取りまとめるとともに、優良事例などについても全国に普及を行った。

・今後は、大学等を中心とした取り組みではカバーできなかった、地方公共団体の取り組みを促進するため、住民に近い立場から男女共同参画センターを中心とした地域の拠点を活用した学習プログラムの開発や普及啓発に取り組む。